



国不地第30号  
令和2年12月24日

各地方整備局等不動産鑑定業担当部長 様  
各都道府県主管部局長 様

国土交通省不動産・建設経済局地価調査課長  
(公印省略)

### 押印を求める手続の見直しについて（通知）

平素より不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）の適切な運用に御尽力いただきありがとうございます。

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）（別紙参照）において、「原則として全体的見直し対象手続※1について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされているところです。

※1 各省庁が所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの

これを踏まえ、国土交通省が所管する省令において、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について押印を不要とする等の所要の改正が行われ、令和2年12月23日に公布※2されたところです。

※2 押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第98号）（以下「改正省令」という。）

その中で、不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（昭和39年建設省令第9号）等についても、申請者等に対して押印を求めているものについて押印を不要とする改正を行いましたので、事務処理上遺漏のないよう取り扱っていただくよう、お願いいたします。

なお、本通知は、令和3年1月1日以降の申請等について適用することとします。

## 記

1. 不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（昭和 39 年建設省令第 9 号）において、以下の様式中の「印」を削除し押印を不要とするよう改正しました。
  - ・別記様式第五
  - ・別記様式第六
  - ・別記様式第七
  - ・別記様式第九
  
2. 不動産の鑑定評価に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成 18 年国土交通省令第 3 号）附則第 4 条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第 1 条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（不動産鑑定士補に関し、なおその効力を有する規則）において、以下の様式中の「印」を削除し押印を不要とするよう改正しました。
  - ・別記様式第三（上記 1 の別記様式第五に相当）
  - ・別記様式第四（上記 1 の別記様式第六に相当）
  
3. 押印の廃止のほかに、所要の改正を行っておりますので、別添の改正省令を御参照ください（様式の新旧も送付しますので御参照ください。）。
  
4. 改正省令の施行後において、申請書等に申請者等の押印がある場合でも、それを理由に当該申請書等の受付を拒否することのないようお願いいたします。

以上